

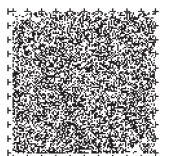
# いきいき高齢者プランまいばら

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和6年度 ➡ 令和8年度



令和6年3月  
米原市



## 「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

### — 計画策定の背景

- 本市では、3年ごとに「いきいき高齢者プランまいばら（介護保険事業計画・高齢者福祉計画）」を見直し、計画に沿って介護サービスの充実、介護予防、生活支援などの高齢者福祉施策を推進しています。前期計画（第8期計画）においては、地域包括支援センターの機能強化、通いの場の充実、総合的な認知症施策の推進、感染症対策、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」などに取り組んできました。
- 本市は、数年後に高齢者人口のピークを迎え、その後は減少に転じますが、介護ニーズの高い90歳以上の高齢者は増加を続けることが予測されます。このため、医療を必要とする高齢者や認知症高齢者が増加し、介護保険の給付は引き続き高い水準で推移します。また、高齢者のみの世帯が増加しており、通院・買い物などの移動手段の確保をはじめとした生活支援のニーズが高まってきています。加えて、増加が予測される認知症高齢者のための施策の充実が重要課題です。さらに、介護現場では人材の確保が難しい現状があります。
- 可能な限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けるためには、十分な医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の一層の充実が必要です。
- これらの課題について検討し、高齢者施策の一層の推進を図るため、「いきいき高齢者プランまいばら 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

\*地域包括ケアシステムとは、たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において生活し続けられるよう、①介護、②医療、③予防、④生活支援、⑤住まいを一体化して提供していくという考え方です。

### — 計画の位置づけ

- この計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定したものです。

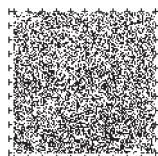
### — 計画の期間

- 本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。ただし、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）度の見込み等についても推計を行っています。

### — 日常生活圏域

- 「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図るため設定しています。

この計画期間においては、本市の日常生活圏域は第8期計画に引き続き旧町の4圏域とします。

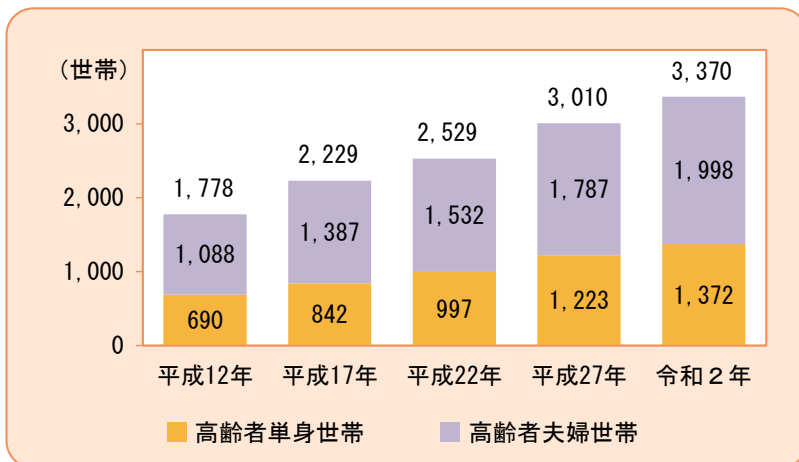


## 米原市の高齢者の状況

### 高齢者のいる世帯

★高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれかまたは両方が65歳以上の夫婦のみの世帯）は増加を続けており、見守りや生活支援サービスを必要とする世帯が増加します。

#### ★高齢者世帯の推移

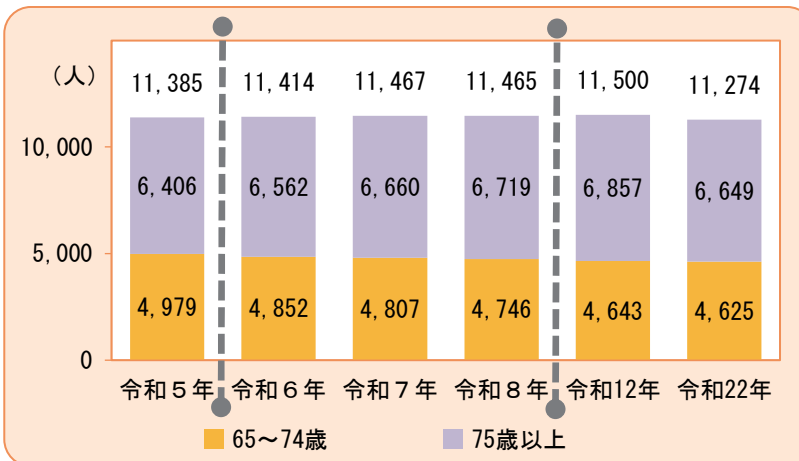


資料：国勢調査

### 高齢者人口

★米原市の高齢者人口は、しばらくは増加が続きますが、その後減少に転じます。既に後期高齢者人口（75歳以上人口）が前期高齢者人口（65～74歳人口）を上回っており、今後もその傾向は続きます。

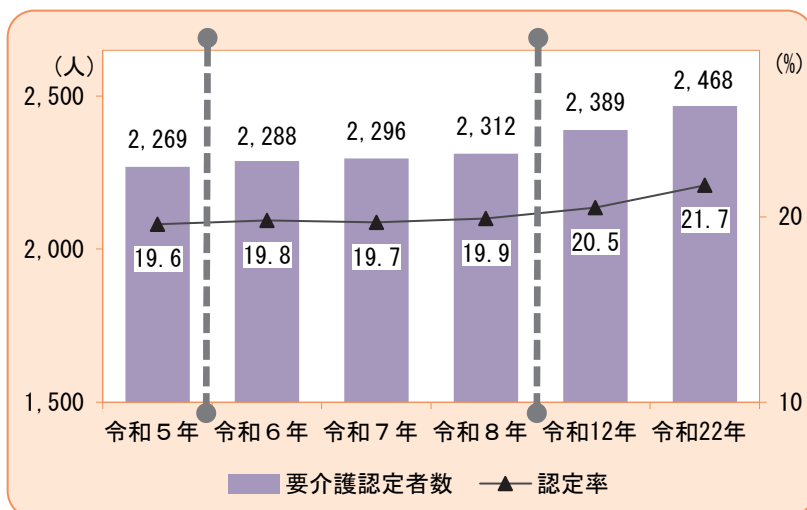
#### ★高齢者人口の推移



(注) 令和6年以降は推計

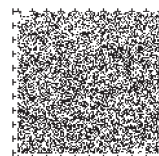
### 要介護認定者

#### ★要介護認定者数の推移



(注) 令和6年以降は推計

★高齢者人口は減少に転じますが、85歳以上人口は増加を続けるため、要介護認定者数は増加します。



## 計画の基本理念

住み慣れた地域で ともにつながり支え合い  
自分らしく 安心して暮らせるまち まいばら

本計画では、必要な介護や医療のサービスの確保に加え、それに関わる多職種、多機関・団体が連携し、地域住民をはじめとした地域の福祉力の向上を図り、地域包括ケアシステムを強化していくことにより、地域に暮らす人たちが共に支えあう「地域共生社会」の実現を目指していきます。

### 5つの基本方針

- ① いつまでも元気でいきいきと活躍するために
- ② 住み慣れた地域で暮らし続けるために
- ③ 地域包括ケアを推進するために
- ④ 認知症になっても安心して暮らせるために
- ⑤ 介護保険事業の持続的な運営のために

### 5つの重点的な取組

- ① フレイル対策の充実
- ② 生活支援の充実
- ③ 重層的支援体制整備事業
- ④ 認知症施策の充実
- ⑤ 介護・福祉人材の確保・定着・育成

## 5つの基本方針

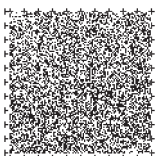
### 基本方針1

### いつまでも元気でいきいきと活躍するために

- 高齢者の働く喜びと生きがいづくりの場の充実を図り、高齢者の社会参加を促進します。
- フレイル対策の充実を図ります。



施策の方向	取組・事業
1 生きがい・社会参加の促進	地域支え合いセンターの運営 介護予防サポーターの養成 老人クラブ活動などの地域活動団体への支援 など
2 高齢者保健事業の実施	保健事業と介護予防の一体的な実施 予防接種
3 フレイル対策の充実	介護予防教育 デジタルを通じた多世代交流事業 通いの場の充実と参加促進 介護予防のための施設利用助成 など



## 基本方針2

### 住み慣れた地域で暮らし続けるために

- 地域住民による見守りや支え合いの取組を促進するなど地域の福祉力を高め、公的なサービスと併せて高齢者の生活を支援します。
- 情報格差（デジタル・ディバイド）が生じないよう対策を行います。

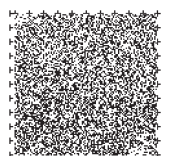
施策の方向	取組・事業
1 生活支援サービスの充実	配食サービス事業 訪問理容サービス事業 デジタル化の推進 など
2 地域福祉の推進	住民主体のサービスの推進 地域お茶の間創造事業実施団体の拡大と支援 など
3 防災・防犯・安心の体制づくり	個別避難計画の策定促進 絆バトン事業の推進 など
4 外出の支援	高齢者の移動を支える仕組づくり 運転免許証自主返納後の相談・支援
5 家族介護者への支援	介護用品支給助成事業 地域なじみの安心事業 など

## 基本方針3

### 地域包括ケアを推進するために

- 地域包括支援センター機能の充実を図ります。
- 複合化・複雑化する様々な地域の課題に対応するため、重層的支援体制整備事業に取り組めます。

施策の方向	取組・事業
1 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの機能強化 地域ケア会議の開催 など
2 ケアマネジャー・サービス事業者への支援	ケアマネジャーへの支援 研修会、ケアプラン会議の開催による質の向上 など
3 権利擁護の促進	高齢者虐待防止の推進 成年後見制度の利用促進 など
4 地域包括ケアシステムの推進	総合事業の体制整備と周知 リハビリテーション体制の構築 など
5 重層的支援体制整備事業の推進	庁内各課、関係機関・団体等との連携強化 多機関協働事業と地域づくり事業の連携の充実
6 在宅医療・介護の体制整備	在宅医療・介護連携推進事業の推進 長浜米原地域医療支援センターとの連携 など





## 基本方針4

### 認知症になっても安心して暮らせるために

- 地域住民の理解と協力、チームオレンジの立ち上げなどに取り組み、認知症になっても安心して暮らせるやさしい地域づくりを推進します。

施策の方向	取組・事業
1 認知症の人に関する住民の理解の増進等	認知症サポーター養成講座の推進 小・中学生の認知症の学習機会の確保 図書館の活用 など
2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	認知症ステップアップ講座の実施 チームオレンジの発足、チームオレンジリーダー協議会の開催 など
3 認知症の人の社会参加の機会の確保等	生きがいや役割に寄与する活動の促進 企業・職域向けの講座の実施
4 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等	認知症初期集中支援チームの活動の推進 認知症アセスメント・ケア向上事業の実施
5 相談体制の整備等	地域包括支援センターの周知 認知症ケアパス、本人ガイド等の普及啓発 認知症カフェの開催 など
6 認知症の予防等	住民が集う場での予防活動の推進 ものわすれ予防相談室の開催

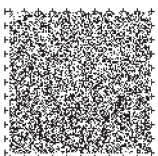
## 基本方針5

### 介護保険事業の持続的な運営のために

- 介護保険運営の安定化に向けて、自立支援・重度化防止等の取組とともに、介護給付の適正化事業の推進など保険者機能の強化を図ります。
- 人材の確保・定着・育成、事業継続力の強化に努めます。



施策の方向	取組・事業
1 介護サービスの充実	地域密着型サービス確保の考え方 介護保険施設確保の考え方 など
2 サービスの質の確保・向上と適正な利用	サービスの質の確保・向上 介護給付適正化事業の推進 介護サービス相談員派遣事業の推進
3 介護・福祉人材の確保・定着・育成	介護・福祉人材確保に向けた支援 介護・福祉人材定着・質の向上に向けた支援
4 感染症等への対策支援と事業継続力の強化	災害、感染症に対する備え 事業継続力の強化 など



## 重点的な取組

第9期計画においては、次の課題に力点を置いて取り組みます。

### 重点施策1 フレイル対策の充実

- 「地域お茶の間創造事業」において、広域での居場所づくりなど、継続団体の支援や新たな居場所づくりを目指します。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、小中学校生など多世代へのフレイル対策の啓発・周知等を行います。



### 重点施策2 生活支援の充実

- スマホアドバイザーを養成し、高齢者のデジタル・デバイス解消を目指します。
- 協議体を開催し、高齢者の移動支援対策を推進します。

### 重点施策3 重層的支援体制整備事業

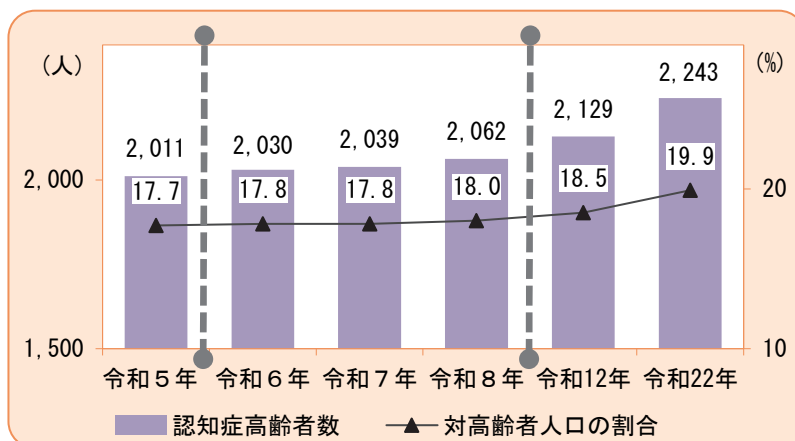
- 8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、地域からの孤立、生活困窮など、複合化・複雑化した課題に対応できるよう、重層的支援体制整備事業に取り組み、包括的な支援体制を構築していきます。

### 重点施策4 認知症施策の充実

- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえ、増加する認知症の人への施策を推進します。
- 認知症に関する理解を促進し、チームオレンジなど、認知症の人を支える仕組みづくりを推進します。

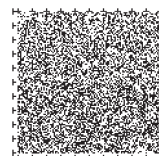
(注) 要介護認定者で認知症の自立度がランクⅡa～Mの人

★認知症高齢者数と推計（40～64歳を含む）



### 重点施策5 介護・福祉人材の確保・定着・育成

- 介護・福祉人材の確保は重要課題であり、これまでの取組に加え、県、近隣市町、事業所等と連携して、福祉の仕事のPR、介護現場の生産性の向上・職場環境の改善などに努め、人材の確保・定着・育成を図ります。



## 第1号被保険者の保険料の推計

### ◆本計画期間の介護保険事業費の見込み

単位：千円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	【参考】 令和12年度	【参考】 令和22年度
標準給付費見込額	4,238,929	4,377,897	4,403,458	4,468,166	4,682,301
総給付費	4,038,396	4,176,757	4,200,884	4,260,868	4,459,464
特定入所者介護サービス費等給付額	96,821	97,117	97,810	100,121	107,626
高額介護サービス費等給付額	88,030	88,313	88,943	90,866	97,677
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,284	11,304	11,385	11,833	12,720
算定対象審査支払手数料	4,398	4,406	4,437	4,478	4,814
地域支援事業費	206,561	207,694	208,494	202,376	192,756
合 計	4,445,490	4,585,591	4,611,952	4,670,542	4,875,057

※千円未満四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

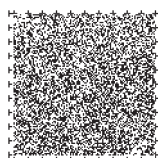


第9期における第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料基準額は、月額6,900円とします。保険料の段階は14段階とし、所得水準に応じた保険料設定としています。

### ◆所得段階別保険料

段階	区 分	基準額に対する割合	保険料		
			年額	月額	
第1段階	世帯：市民税非課税 本人：市民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.275	22,800円	1,900円
第2段階		合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の人	0.48	39,840円	3,320円
第3段階		合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える人	0.685	56,760円	4,730円
第4段階	世帯：市民税課税 本人：市民税非課税	合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.90	74,520円	6,210円
第5段階		合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える人	1.00 <基準額>	82,800円	6,900円
第6段階	本人：市民税課税	合計所得金額が45万円未満の人	1.15	95,280円	7,940円
第7段階		合計所得金額が45万円以上120万円未満の人	1.20	99,360円	8,280円
第8段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	107,640円	8,970円
第9段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	124,200円	10,350円
第10段階		合計所得金額が320万円以上410万円未満の人	1.70	140,760円	11,730円
第11段階		合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	1.90	157,320円	13,110円
第12段階		合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	2.10	173,880円	14,490円
第13段階		合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	2.30	190,440円	15,870円
第14段階		合計所得金額が680万円以上の人	2.40	198,720円	16,560円

※保険料は軽減措置後の保険料額を表記しています。（第1段階～第3段階）



発行者 ◆ 米原市

編 集 ◆ 暮らし支援部 高齢福祉課

〒521-8501 米原市米原1016番地 ☎ 0749-53-5122 FAX 0749-53-5119